

消防庁新型インフルエンザ等 対応業務継続計画

平成 22 年 2 月
(平成 27 年 3 月改定)
(令和 7 年 3 月改定)

消 防 庁

1	基本的な考え方	1
1.1	背景.....	1
1.2	目的.....	2
1.3	他計画との関係.....	2
2	実施体制.....	2
2.1	平常時の体制	2
2.2	新型インフルエンザ等発生時の体制	3
2.3	消防機関との連携	4
3	新型インフルエンザ等発生時における業務継続	4
3.1	業務継続の基本方針	4
3.2	強化・拡充業務.....	5
3.3	災害応急対策業務	6
3.4	一般継続業務	7
3.5	発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）	8
4	人員、物資等の確保	9
4.1	指揮命令システムの確保.....	9
4.2	各課室における人員計画.....	9
4.3	強化・拡充業務従事中に大規模災害等が発生した場合の人員計画	9
4.4	物資・サービスの確保	12
4.5	情報システムの維持	12
5	感染対策の徹底等.....	13
5.1	平時における感染対策の検討.....	13
5.2	発生時における感染対策.....	13
5.3	職員の感染への対応.....	14
5.4	庁舎内で発症した場合の対応.....	15
5.5	海外勤務する職員等への対応.....	16
6	業務継続計画の実施	16
6.1	発動.....	16
6.2	状況に応じた対応	16
6.3	通常体制への復帰	17
7	業務継続計画の維持・管理等.....	17
7.1	関係機関等との調整	17
7.2	公表・周知	17
7.3	教育・訓練.....	17
7.4	点検・改善	17

1 基本的な考え方

1.1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となれば、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響が生じることが懸念される。また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。さらに、未知の感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時においては、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とるようにすることが必要であり、国家の危機管理として対応する必要がある。

消防庁においては、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 1 号の「新型インフルエンザ等」をいう。以下同じ。）の発生時においても、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、国としての意思決定機能を維持し、最低限の国民生活の維持等に必要な業務を円滑に継続することが必要であるとともに、関係機関や地方公共団体、国民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）においても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオが想定されている。なお、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和 6 年 8 月 30 日内閣感染症危機管理監決裁。以下「対策ガイドライン」という。）においては、各府省等において業務継続計画を策定する際には、社会経済への影響の規模の目安として、例えば、職員の最大 40%程度欠勤を想定することなどが考えられるとされている。消防庁においても、これらの社会・経済的な影響のもと、職員の最大 40%程度が欠勤することを想定した対応が求められている。新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に左右されるも

のであり、現時点で予測することは難しいことから、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する必要がある。

1.2 目的

消防庁においては、新型インフルエンザ等対策に関する業務に従事する中において大規模災害等が発生した場合にも、災害応急対策業務に万全を期す一方で、大規模災害の有無にかかわらず、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）も存在する。

このため、新型インフルエンザ等のまん延時においても適切な意思決定に基づき、限られた職員により、新型インフルエンザ等対策に関する業務、災害応急対策業務並びに一般継続業務を優先的かつ、効率的に実施するために講ずるべき措置をあらかじめ定めることを目的に本計画を策定する。

また、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するために、職場における感染対策を徹底するとともに、業務の絞り込みを徹底して行い、真に継続すべき業務に資源を集中させることを基本として策定する。

1.3 他計画との関係

消防庁においては、平成26年3月に首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第5条第1項に基づき定められた「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月閣議決定）に基づき、「消防庁業務継続計画」として首都直下型地震のリスクに応じた業務継続計画を策定している。新型インフルエンザ等対策に関する業務に従事する中で、首都直下型地震が発生することも想定されることから、具体的な業務の実施に当たり、本計画「4. 人員、物資等の確保」を基本とするものの、必要に応じ「消防庁業務継続計画」を参考とし、整合的に運用することとする。

2 実施体制

2.1 平常時の体制

平時には、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合に備

え、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要であるため、各府省等は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

また、総務大臣を本部長とする総務省新型インフルエンザ等対策連絡会議（消防庁は次長が構成員）、その下に設置される大臣官房企画課長を幹事長（消防庁は消防・救急課救急企画室長が構成員）とする総務省新型インフルエンザ等対策連絡会議幹事会、及び官房各課を中心とした総務省新型インフルエンザ等緊急即応チーム（消防庁は総務課課長補佐等が構成員）を通じ、総務省本省と緊密な連携を図り、必要な情報を収集する。

消防庁においては、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するために、消防庁長官を本部長とする消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部（注1）を設置する体制を整備している。これを通じて、庁内各課室が緊密に連携を図るとともに、消防機関等との連携を図る。また、政府行動計画において準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

注1：消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部の構成メンバー

本部長（消防庁長官）

本部長代理（消防庁次長）

副本部長（消防庁国民保護・防災部長、消防庁審議官、消防大学校長、消防研究センター所長）

本部長（総務課長、消防・救急課長、予防課長、防災課長、参事官、対策官、政策評価広報官、救急企画室長、危険物保安室長、特殊災害室長、国民保護室長、国民保護運用室長、地域防災室長、広域応援室長、応急対策室長、防災情報室長）

本部長は、必要に応じ、構成員以外の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

2.2 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法第15条第1項に基づき新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置され、推進会議の意見を聞き、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。）の決定等が行われる。

その際、あらかじめリスト化されている各府省等の有事専従者が内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）に招集され、統括庁の体制が充実強化される。また、感染症対応に係る業務に携わる各府省等の幹部職員は統括庁への併任発令がなされ、統括庁の管理の下で政府として一元的な対応が図られる。また、統括庁と関係省庁が一体となって、WHO 等からの発生動向等に関する情報収集、国民・事業者等各層への情報提供・共有、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策、サーベイランスや積極的疫学調査等に必要な保健所体制の整備、相談センターの整備、患者の受入に必要な医療提供体制の確保、感染症対策物資等の確保等の初動対応における重要な課題に取り組む。

消防庁においては、統括庁と密接な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生時には、消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部を開催し、速やかに本計画の発動を決定する。各課室においては、本計画の発動を受け、あらかじめ定めておいた人員体制等を実際の状況に合わせて調整しつつ、具現化する。なお、人員体制等を定める際には、統括庁への有事専従者を除いた形とすることに留意する。

なお、政府行動計画で示されている時期区分に応じ、職場における感染対策や継続すべき業務内容を変更する。また、病休者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、実際の状況に応じて対応を変更するなど、弾力的な運営を行う。

2.3 消防機関との連携

消防庁においては、平成 20 年 12 月に「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン」を策定し、消防機関における業務継続計画の策定を推進している。

新型インフルエンザ等が発生した際は、消防庁は全国の消防機関に対し救急搬送の状況等の情報提供を求めるとともに、政府対策本部から発せられる発生状況等、必要な情報を提供する。

3 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

3.1 業務継続の基本方針

消防庁においては、国民の生命・健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画及び対策ガイドライン等で取り組むこととされている業務であって、新型インフル

エンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）及び災害応急対策業務を優先的に実施するとともに、一般継続業務を継続する。

- （１） 強化・拡充業務、災害応急対策業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務の実施及び継続が困難となるおそれがあると判断した場合は、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- （２） 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については極力中断する。
- （３） 特に不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、オンライン会議や電子メールの活用を図るなど代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期を検討する。
- （４） 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底し、感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。
- （５） 感染リスクが高いものの、やむを得ず継続することが求められる業務については、より感染リスクの低い実施方法への変更等を検討する。

3.2 強化・拡充業務

政府行動計画に定める新型インフルエンザ等の時期区分が初動期以降（注２）に達した時の消防庁の強化・拡充業務は以下のとおりである。

- （１） 新型インフルエンザ等緊急対策本部の設置
- （２） 都道府県・関係機関からの情報収集
- （３） 大臣等総務省幹部への状況報告
- （４） 都道府県（消防防災主管部局）への必要な通知及び情報提供
- （５） 情報及び対応状況総括の作成、更新、職員間の共有
- （６） 新型インフルエンザ対策本部及び関係省庁連絡会議等への対応

- (7) 各種問い合わせへの対応
- (8) 広域応援体制につき検討、助言
- (9) 宿直室との情報共有
- (10) その他の必要な事項

注2：発生段階については政府の新型インフルエンザ対策本部が以下の表のとおり宣言する。

発生段階	状態
準備期	予防や準備等の事前準備を行う時期
初動期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある状態
対応期	以下の時期に区分する <ul style="list-style-type: none"> ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 特措法にとらない基本的な感染症対策に移行する時期

3.3 災害応急対策業務

消防庁は、大規模災害発生時においては、「消防庁防災業務計画」等に基づき、消防機関等と密接に連携した災害応急対策業務に従事することとされており、それらの業務を執行するための体制や措置は、「消防庁応急体制整備要領」に具体的に定められている。大規模災害が発生した際には、基本的に同要領に基づき体制を構築し、全ての職員があらかじめ定められた役割に沿って職務に従事することとなるが、新型インフルエンザ等発生時においても応急対策業務を構築できる体制を整えておくことが重要である。災害等発生時の消防庁の災害応急対策業務は以下のとおりである。

- (1) 災害情報、地震関連情報等の収集及び伝達
- (2) 総務省、内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、内閣府等の政府関係機関との連絡及び調整

- (3) 災害対策室、災害対策本部又は地震警戒本部の設置
- (4) 非常事態における長官の指示、措置要求（緊急消防援助隊の派遣等）への対応
- (5) 都道府県・市町村（消防本部を含む。）に対する勧告、助言及び指導
- (6) 消防防災活動に必要な機械器具、設備、薬剤その他の資機材の貸与又は供与の斡旋
- (7) 政府の非常災害対策本部、緊急災害対策本部、地震災害警戒本部及び原子力災害対策本部、武力攻撃事態等対策本部、若しくは緊急対処事態対策本部又は非常災害現地対策本部、緊急災害現地対策本部及び原子力災害現地対策本部、武力攻撃事態等現地対策本部等への職員の派遣
- (8) 被災地への先遣チームの派遣又は消防庁現地災害対策本部若しくは消防庁現地連絡調整本部の設置及び運営
- (9) 災害状況及び災害応急対策についての広報並びに各種資料等の作成
- (10) 地方公共団体等に対する物的、人的応援等の調整
- (11) 国際緊急援助隊の救助チーム「国際消防救助隊」の派遣
- (12) 政府の非常災害対策本部等の設置及び運営（消防庁に事務局を設置する災害にかかるものに限る。）
- (13) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等
- (14) 国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体相互間の連絡調整

3.4 一般継続業務

一般継続業務とは、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することで、国民生活、社会経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なものである。消防庁においては、以下のものがそれに当たると考えられ、各課室別に具体的にどの業務が一般継続業務に該当するかについてあらかじめ仕分けを行うものとする。

- 許認可関連業務（消防用機械器具等の型式承認、危険物施設の設置許可等）
- 予算関連業務等（予算・決算への対応等）
- 補助金・起債関連業務（所管補助金の交付、起債に関する対応）
- 国会関連業務（質問・資料要求への対応等）

なお、一般継続業務であっても、国内で感染が拡大・まん延している状況の行政需要の低下により、一定期間の休止や業務量縮小が可能なものもあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

3.5 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

消防庁の業務の中には、新型インフルエンザ等発生時は、緊急に実施することが必須ではない業務も存在する。これらの業務は、施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ないものである。

こうした業務は、初動期から段階的な業務縮小を考慮し、国内で感染が拡大・まん延している状況では可能な限り中断することとするが、時期区分に応じた考えは以下のとおりとする。その場合の縮小又は中断の手順や関係者への周知方法を検討する。なお、感染への対応が中長期に及ぶ場合、業務を縮小又は中断し続けることで他の業務に影響が出る可能性も考慮し、必要に応じて縮小・中断業務の見直しを行うものとする。

（1）準備期

新型インフルエンザ等発生時の対応を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、必要な機器・物資の調達、関連事業者との調整、予算の確保などを含め、準備を計画的に行うためのスケジュールを明らかにする。

（2）初動期

統括庁や厚生労働省の方針を適時確認しながら、新型インフルエンザ等対策が実施されることを念頭に、発生時継続業務の再確認を行い、業務量を迅速かつ計画的に減少することができるような体制を整える。

（3）対応期

① 封じ込めを念頭に対応する時期

感染対策を拡充するとともに、発生時継続業務の実施及び継続のために、必要に応じて業務了を段階的に減らす。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染拡大に合わせてまん延防止対策がより強化されるとともに、欠勤率が上昇すること等によって発生時継続業務の実施及び継続がより難しくなることが想定されるため、感染拡大の傾向を勘案しながら計画的、段階的に業務量を減らしつつ、とるべき対策を柔軟に変化させながら発生時継続業務を実施及び継続する。

- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期又は特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

水際対策やまん延防止対策等の国民生活及び社会経済活動に大きく影響を与える措置について、リスク評価に応じて縮小等の検討がなされるため、適切なタイミングで発生時継続業務以外の業務量を徐々に回復させつつ、必要な感染防止対策を継続し、通常体制への段階的な移行を検討する。

4 人員、物資等の確保

4.1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時において、業務上の意思決定者である幹部が感染し、長期欠勤するようなことがあると業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、特に発生時継続業務に携わる幹部について、感染対策を講ずる。また、仮に幹部が感染するような事態になっても、意思決定の停滞が起きないようにするため、発生時継続業務に携わる幹部について、当該幹部が感染し職務執行が困難となった場合の代行者をあらかじめ定めておき、幹部と代行者が同時に感染しないよう、交代で勤務する等の措置を講ずる。

4.2 各課室における人員計画

各課室において、一般継続業務の遂行に必要となる人員を確保するための計画をあらかじめ策定する。

当該計画においては、学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小などにより、出勤が困難となる可能性のある職員や一般継続業務等の遂行のために必要となる専門知識・特殊技能等を有するなど代替が困難な職員を具体的に把握し、職員の欠勤率を40%と想定する。

その際、通勤時や勤務時の感染機会を低減するため、フレックスタイム制、早出遅出勤務、交代での勤務、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤について検討を行う。

なお、各課室において一般継続業務等の遂行に必要となる人員を確保できない場合は、必要に応じて総務課が各課室間の人員調整を行う。

4.3 強化・拡充業務従事中に大規模災害等が発生した場合の人員計画

新型インフルエンザ等の感染等により出勤できない職員が一定数存在する中で、強化・拡充業務及び災害応急対策業務を円滑に実施するため、新型インフルエンザ等の感染等に係る欠勤者が職員の中に発生した場合には、災害応急対策に備え、事前に人員調整等の必要な調整を行い、応急体制の弾力的な運用を図ることが必要である。

このため、総務課は職員の感染等に係る欠勤情報を取りまとめるとともに、各班の欠勤情報を把握し、原則として、総務課長の判断において人員調整を実施する。

なお、以下において、班名等の消防庁災害対策本部班編制に関わる用語については、消防庁応急体制マニュアル〈本編〉によるものとする。

(1) 各班の欠勤者情報の共有

新型インフルエンザ等の感染等により出勤できない者が職員の中に発生した場合は、主幹・代表係長が各課室の欠勤者情報を応急対策室が管理する「大規模災害時等における消防庁職員担当編制表（以下「編制表」という。）」に記入する。なお、欠勤者情報を含む編制表については、職員間で情報の共有を図る。

(2) 応急体制の弾力的な運用

人員調整については、以下の基準を参考にしつつ、状況に応じて弾力的に運用する。

① 1次応急体制（初動対応要員）

初動対応要員については、習熟した職員が必要とされるため、原則として応急対策責任者（応急対策室長）が初動対応要員の中で調整し、人員を確保することとする。

ただし、初動対応要員のみでの対応では負担が過重である場合は、応急対策責任者がその旨を総務課長に報告する。この報告を受け、総務課長が人員の補充が必要と判断した場合には、次の順で補充する。

(ア) 待機宿舍居住者（初動対応要員、官邸リエゾン当番員及び感染者等を除く者）

(イ) 30分圏内居住者（初動対応要員、官邸リエゾン当番員及び感染者等及び上記（ア）を除く者）

なお、各課室で対応が必要である応急対策業務（危険物施設等で発

生じた事故に係る事故対応及び職員の現地派遣等)についても、円滑に実施できるよう各課室における人員計画をあらかじめ策定する。

② 2次、3次応急体制

以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する場合には、総務課長が応急対策室長及びその他総務課長が必要と認める者と協議の上判断し、各班(官邸リエゾン含む)や新型インフルエンザ等緊急対策本部の人員調整を行う。ただし、総務課長が国民保護・防災部長(参謀班班長)と協議し、国民保護・防災部長(参謀班班長)が特に必要と認める場合には、各班の班長で構成される『Fシフト班長連絡会議』を開催し、同会議において人員調整を行う。

- (ア) 各班のうち、ある1つの班において新型インフルエンザ等の感染等による欠勤者が参集対象者数の3分の1を超えた場合
- (イ) 各班のうち、いずれかの班長(官邸リエゾンにおいては取りまとめ総括)が人員調整の必要があると認め、総務課長へ報告した場合
- (ウ) その他総務課長が人員調整の必要があると認めた場合

職員の40%程度が欠勤する場合には、可能な範囲で、各班の機能が確保できるように人員調整を行う。

人員調整の結果は総務課から全職員へ周知する。

また、必要に応じて消防大学校及び消防研究センターからの補充も検討する。そのため、消防大学校及び消防研究センターにおいては、日頃から、職員の居住地や業務状況等を勘案した本庁への派遣順位等の検討を進めておく。

(3) 災害応急対策業務従事中における対応

災害応急対策業務従事中において、以下のいずれかに該当する場合には参謀班班長の判断により、各班や新型インフルエンザ等緊急対策本部の人員調整を行う。

- ① 各班のうち、いずれかの班から人員調整の求めが参謀班にあり、参謀班班長が必要と認めた場合
- ② その他参謀班班長が必要と認めた場合

※災害等の事案が発生し災害応急対策業務に従事する場合は、特命班が職員の参集状況、新型インフルエンザ等の感染等に係る欠勤者等の情報を把握し、随時、参謀班に情報提供を行う。

(4) 各班の班長等が欠けた場合の対応

各班の班長は、事故のある場合に備え、あらかじめ班長代理を定めておき、新型インフルエンザ等の感染等により班長が欠けた場合は、班長代理を班長とする。さらに、班長代理も欠けた場合は、総務課長が調整案を作成し、国民保護・防災部長（参謀班班長）へ相談の上、代理の者を班長に指定する。

(5) 総務課長の代理

総務課長に事故のある場合に備え、人員調整の代理人を応急対策室長に指定するほか、第2順位以降の代理人について、総務課長があらかじめ定めておく。

4.4 物資・サービスの確保

庁舎管理、警備、消毒業務等、省全体で一体的に契約しているものについては、総務省本省新型インフルエンザ等対応業務継続計画（以下「本省計画」という。）により対応することとなるが、消防庁が独自に備蓄している災害応急対策業務のための物資等も活用し対応する。

4.5 情報システムの維持

総務省本省の所管する情報システムや端末等の運用については本省計画により対応することとなるが、消防庁が独自に運用している情報システム群および、官邸や発災地との情報のやりとりで利用するFAX等の通信機器、コピー機等のOA機器については、新型インフルエンザ等発生時における運用業者の人員体制の取決めを確認し、常時、正常に動作する体制を確保するとともに、故障時の迅速なメンテナンスサービスに支障が無いようにする。

5 感染対策の検討・実施

5.1 平時における感染対策の検討

新型インフルエンザ等発生時における感染拡大を防止するために、必要十分な感染対策を講じる必要がある。感染リスクについて、業務内容も踏まえ職場ごとに評価し、感染リスクを低減する方法や発熱や咳などの症状のある職員の出勤を控えるようなど、発症者の入室を防ぐ方法などを検討する。また、多数の者と接触する機会がある場合については、特に感染対策を充実させる必要があるため、訪問者等に対しても理解を得つつ、必要と思われる感染対策の実施を要請することも検討する。

5.2 発生時における感染対策

各課室においては、庁舎内における感染対策について、適切に実行できるよう、感染対策実施責任者、感染対策業務に従事する職員等をあらかじめ明確にし、基本的な感染対策として以下の事項を職員に対して注意喚起を行う。また、感染症対策は感染症の特定によって異なり、さらに有事に刻々とその対策が変化していく面を有していることから、ホームページ等を通じて情報を入手し、最新の知見に基づき対応していくことが重要である。

(1) 一般的な留意事項

- ① 発熱、咳、全身倦怠感等の症状があれば出勤を控えるよう勧奨すること。
- ② 換気、マスク着用等の咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策等を行うこと。
- ③ 出張等で外出する場合は、流行地域への移動を避ける、公共交通機関ラッシュの時間帯を避けるなど、可能な限り人混みを避けて行動すること。

(2) 職場における感染対策の実行（職場の清掃・消毒・換気）

- ① 職場における接触感染の防止のため、必要に応じ、次の方法等により、職場の清掃・消毒を行う。
 - a 通常の清掃に加えて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
 - b 職員の感染が判明し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該職員の机の周辺や触れた場所などについて、消毒剤による拭き取り清掃を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の特性によっては、飛沫感染及び接触感染に加え、エアロゾル感染に対応する必要がある場合が考えられる。エアロゾル感染へ

の対策として、建物の構造や室内温度、外気温に応じ可能な範囲で換気を行うことが望ましい（必要な換気量が確保されているかを確認する方法としては、二酸化炭素濃度測定器（CO₂ センサー）の活用等がある。）。効果的な換気のため、必要に応じ次の方法に留意して行う。

- a 定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等が重要であることから、機械換気が設置されていない場合には窓開け換気を行う。窓開け換気を行う際には、2方向の窓を開けると換気効果が大きい。換気方法については、夏の暑さ等外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択する。
- b 感染を防ぐためには空気の流れにも配慮が必要である。十分な外気の取り入れ・排気と併せ、空気の流れにより局所的に生じる空気のだよみを解消する。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが可能である。
- c 目を覆う程度の高さより高いパーティションや天井からのカーテンなどは、空気の流れを阻害しないよう、空気の流れに対して平行に配置するように注意する。

※上記①及び②の感染対策について、特に発生初期のような病原体の性状が判明していない間は、いずれの対策も行うことが望ましい。

（3）職員の健康状態の確認

職場において、欠勤した職員がいる場合に、本人や同居者等の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握及び本人や同居者等が感染した疑いがある場合には連絡することとする。

5.3 職員の感染への対応

- （1） 新型インフルエンザ等様症状[※]のある職員で入院措置がなされない者に対して病気休暇を取得するよう要請するとともに、併せて、外出自粛を徹底するよう要請する。

※「新型インフルエンザ等様症状」については、「発熱、咳、全身倦怠感等」が想定されるが、新型インフルエンザ等が実際に発生した場合、その症状については、厚生労働省が速やかに公表することとされている。

- （2） 濃厚接触者として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の3第1項の規定に基づき都道府県等から外出自粛等の協力を求められた職員に対しては、特別休暇の取得を認めるとともに、外出自粛を徹底するよう要請する。

5.4 庁舎内で発症した場合の対応

庁舎内において発症者が発生した場合には、各課室等において、以下のとおり対応することとする。

- (1) 病原性等の状況に応じ、発症の疑いのある者を会議室等の別室に移動させ他者との接触を防ぐ。発症者が自力で別室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した者が発症者にマスクを着けさせた上で援助する。
- (2) 職員本人から直接連絡が困難な健康状態や、家族にすぐ連絡が取れない場合などは、都道府県等が設置する相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。なお、新型インフルエンザ等の流行初期には全ての新型インフルエンザ等患者（疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由があるものを含む）は、入院措置の対象となり、感染症指定医療機関等で治療を受ける。ただし、流行初期以降の感染が拡大している時期には、患者の症状の程度から、入院の必要性の有無を判断する。

なお、職員の同居者等が発症した場合、以下のとおり対処する。

- (3) 職員本人だけでなく、同居者等の発症や職員の感染者との接触についても把握することが望ましい。
- (4) 同居者等が発症した場合、職員自身が濃厚接触者と判断され、都道府県等から外出自粛等を要請される可能性がある。外出自粛等の期間の基準等の情報を適宜入手する。
- (5) また、特に保護者・介護者である職員については、子どもや被介護者が感染した場合、その看病等の対応により、休暇の取得やテレワークの実施が必要になる可能性があることに配慮する。

5.5 海外勤務する職員等への対応

新型インフルエンザ等が発生した場合、感染を予防するため、必要に応じて以下の対策を講ずる。

- (1) 発生国・地域に駐在する職員等及びその家族対しては、外務省から発出される感染症危機情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。
- (2) 発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運行停止により帰国が

困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。

- (3) 海外からの出張者受け入れについては、水際対策により入国制限等の措置が講じられ、出張者の入国（海外へ一時帰国後の再入国を含む）に影響を与えることが想定されることから、国から発信され最新の情報、要請等を参考にして具体的な対応方針等を検討する。

6 業務継続計画の実施

6.1 発動

国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部等が設置された場合、内閣官房に置かれた統括庁及び総務省の対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、消防庁新型インフルエンザ緊急対策本部を開催し、本計画の発動を決定して、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

発生した新型インフルエンザ等の病原性、感染性等が不明である可能性が高いことから、発生時継続業務以外の業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小又は中断する。

6.2 状況に応じた対応

事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について消防庁新型インフルエンザ等緊急対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

発症した職員が回復し、順次職務に復帰している状況においても、その後再び感染の波が生じる可能性がある。この間に病原体が大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間に病原体が大きく変異した場合、回復した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等に感染したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、一度小康状態になっても感染対策を緩めることなく、対応を検討する必要がある。

6.3 通常体制への復帰

政府対策本部が廃止され、特措法によらない基本的な感染症対策に移行した場合、通常体制への段階的な移行を検討する。

7 業務継続計画の維持・管理等

7.1 関係機関等との調整

本計画について、業務遂行上関係のある府省庁、地方公共団体、各消防機関との連携を確保し、積極的に調整を行う。

7.2 公表・周知

策定した業務継続計画について公表し、国民及び事業者等に対し、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

7.3 教育・訓練

本計画を有効に実施するため、全職員に対し周知徹底する。特に、発生時継続業務に従事する職員に対しては、新型インフルエンザ等発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が発生した場合に対応する職員等、適切な个人防护策を講じる必要がある職員に対しては、个人防护具の着脱訓練等の実践的な教育・訓練を行う。

7.4 点検・改善

本計画を有効に実施するため、各課室等においては、人員体制等の計画について、人事情報等を反映し、継続的に更新する。

本計画については、新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等に変更があった場合等には、適宜改正する。